

町内会加入促進に関する協力協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、町内会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、住みよい地域づくり活動の中核を担う町内会への加入を促進し、すべての住民が安心、安全で快適に暮らすことのできる地域コミュニティを実現するため、甲及び乙の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（連携する事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 甲は、乙に対して、町内会の加入促進に係る啓発物等及び必要な情報を提供すること
- (2) 乙は、乙の会員が不動産の販売、賃貸、仲介及び管理を行う際に、該当する地域の町内会に関する情報の提供及び加入促進に係る啓発物の配付等により、入居世帯に対して加入の働きかけを行うよう、町内会の加入促進に協力すること
- (3) 甲は、乙の会員が行う共同住宅に係る管理組合若しくは管理会社又は建築主への説明時において、町内会加入の働きかけ及び町内会設立の支援等、地域コミュニティに関する取組に対し協力すること
- (4) 乙は、甲が行う加入促進に係る施策・事業等の取組に対し協力すること

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項を効果的に実施するため、必要な調整を行うものとする。

（必要経費）

第3条 甲と乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、その負担額について別途協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めがない事項、疑義が生じた場合又は内容を変更する必要があるときは、甲、乙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年12月25日

甲 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市
鹿児島市長 森 博 幸

乙 鹿児島市上之園町24番4号
公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会
会 長 吉 田 稔